

理化学研究所環境資源科学研究センターとの 連携・協力に関する協定書の締結について

2020年12月1日、理化学研究所環境資源科学研究センターと、千葉大学植物分子科学研究センター及び関連する6部局（大学院薬学研究院、大学院園芸学研究科、大学院理学研究院、大学院工学研究院、真菌医学研究センター、環境健康フィールド科学センター）は、互いの研究推進のための連携・協力に関し、協定を締結しました。

本協定により緊密に連携して研究協力を促進することで、「植物科学及びそれらの学際領域」に関連する研究分野について相互の発展が期待されます。

連携・協力に関する協定書

国立研究開発法人理化学研究所環境資源科学研究センター（以下「甲」という。）と国立大学法人千葉大学植物分子科学研究センター、大学院薬学研究院、大学院園芸学研究科、大学院理学研究院、大学院工学研究院、真菌医学研究センター、環境健康フィールド科学センター（以下「乙」という。）は、互いの研究推進のための連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「植物科学及びそれらの学際領域」に関連する研究分野について緊密に連携して、研究協力を促進することにより、互いに総合力を発揮し、相互の発展とイノベーション創出に資することを旨とした連携・協力の枠組みを定めることを目的とする。

（連携・協力の実施事項）

第2条 本協定に基づく連携・協力の実施事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究開発の推進
- (2) 研究施設、設備等の相互利用
- (3) 研究者等の学術交流及び人材育成
- (4) 情報発信の相互支援及び共同実施
- (5) その他、本協定の目的遂行上必要な事項

締結した協定書（抜粋）